

協会の概要

名称 公益財団法人 鹿児島県市町村振興協会
所在地 鹿児島県鹿児島市鴨池新町7番4号 鹿児島県市町村自治会館3階
設立 昭和54年4月1日（平成24年4月1日 公益財団法人移行）

目的・事業

当協会は、市町村振興宝くじ交付金等の鹿児島県内市町村への交付や地方公務員の研修事業をはじめ、市町村の振興を支援するための各種事業を行っております。

定 款（抜粋）

（目 的）

第3条 協会は、鹿児島県内の市町村の健全な発展を図るために、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、市町村を支援する事業を行い、もって住民福祉の増進に資することを目的とする。

（事 業）

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市町村への市町村振興宝くじ交付金等の交付
- (2) 市町村職員等に対する研修
- (3) 市町村に対する災害時の緊急融資事業及び災害防止対策事業等のための資金貸付
- (4) 市町村等が行う市町村の振興のための事業に対する助成
- (5) 市町村の振興に関する調査研究及び資料の収集等
- (6) 鹿児島県被災者生活支援基金への拠出を通じての大規模自然災害被災住民の生活支援
- (7) 前各号のほか協会の目的を達成するために必要な事業

設立の経緯

昭和48年のオイルショック以降の財政難に対応するため、全国市長会をはじめとする市町村関係団体は、政令指定都市以外の市町村にも宝くじの発売を認めるよう、旧自治省をはじめ関係機関に強く要請を重ねた結果、都道府県の協力の下に「市町村振興宝くじ(サマージャンボ宝くじ)」の発売が認められることとなりました。

そこで、各都道府県からサマージャンボ宝くじの収益金の交付を受け、これを活用して市町村の振興に資する事業を行うため、昭和54年、各都道府県に財団法人市町村振興協会が設立されました。

そして、平成13年度からは、収益金が市町村の財源となる「新市町村振興宝くじ(オータムジャンボ宝くじ):平成29年度から『ハロウィンジャンボ宝くじ』へ名称変更)」の発売も認められ、各都道府県市町村振興協会は各都道府県から収益金の交付を受け、その全額を市町村に配分しています。

なお、当協会は、公益法人制度改革に伴い、平成24年3月19日に鹿児島県知事から公益財団法人への移行の認定を受け、平成24年4月1日から公益財団法人として活動しています。